

令和6年度長泉町区長連絡協議会総会及び第1回区長会

次第

日時：令和6年4月19日(金)19:00～

場所：長泉町防災センター1階多目的室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 職員等紹介…資料No.1

4 令和6年度区長連絡協議会役員の選出…資料No.2

5 令和6年度区長連絡協議会長あいさつ

6 議題・協議事項

(1) 社会福祉協議会

令和6年度長泉町社会福祉協議会会員加入と会費納入について…資料No.3

(2) 福祉保険課

令和6年度「日本赤十字社」会員の増強と会費の納入について…資料No.4

(3) 情報戦略室

広報紙等の配布物について…資料No.5

(4) 行政課

①東京海上日動火災保険(株)(取扱代理店:三島燃料(株))

自治会活動保険の更新(加入)手続きについて…資料No.6

②自治会活動保険加入費補助金申請書の提出について…資料No.7

③コミュニティ施設整備事業等補助金の交付申請について…資料No.8

④静岡県知事選挙に関するお願い(立会人の推薦)について…資料No.9

(5) 区長連絡協議会

①区長連絡協議会事業計画案及び予算案について…資料No.10

②区長連絡協議会から選出する各種委員について…資料No.11

7 閉 会

第1回区長会終了後、第1回役員会を開催します。

【資料配布】

(1) 行政課

①行政組織図…資料No.12

②自治会と関連のある業務の問い合わせ先…資料No.13

(2) 産業振興課

第28回長泉わくわく祭りの概要について…資料No.14

(3) 区長連絡協議会

令和6年度区長名簿…資料No.無

長泉町区長連絡協議会規約…資料No.無

(4) 静岡県地域振興課

ICTエキスパート派遣事業について御案内…資料No.無

(5) 静岡県コミュニティ推進協議会

コミュニティしずおかNo.174…資料No.無

【長泉町区長連絡協議会 事務局】

担当:行政課地域協働チーム 栗田

電話:055-989-5500,FAX:055-986-5905

E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

長泉町職員名簿 [特別職・部長・課(所)長] (令和6年4月1日現在)

1 特別職

役 職	氏 名
町 長	池田 修
副 町 長	高田 昌紀
教 育 長	石井 宣明

2 部長級

役 職	氏 名	役 職	氏 名
総務部長	川口 正晴	教育部長	目黒 健一
住民福祉部長	露木 伸彦	議会事務局長	芹澤 文寿
都市環境部長	高山 俊幸		

3 課(所)長

(町長部局)

部	役 職	氏 名
総務部門	行政課長	佐藤 久敬
	企画財政課長	浅倉 充
	地域防災課長	椎田 清隆
	情報戦略室	中井 章文
住民福祉部門	福祉保険課長	小長井 圭美
	健康増進課長	三澤 哲也
	住民窓口課長	日比 崇二
	税務課長	中村 秀樹
	長寿介護課長	大嶽 公康
都市環境部門	建設計画課長	水口 章
	工事管理課長	富岡 亘
	産業振興課長	柏木 英樹
	くらし環境課長	杉山 光司
	上下水道課長	大古田 英之

(教育委員会)

部	役 職	氏 名
教育委員会	教育推進課長	加藤 和則
	こども未来課	宍戸 浩
	生涯学習課長	小野 秀則
	学校給食センター所長	(兼)目黒 健一

(会計課、監査委員事務局、農業委員会)

役 職	氏 名
会計課長	小山 政由
監査委員事務局長	(兼)川口 正晴
農業委員会事務局長	(兼)柏木 英樹

(併任・派遣職員)

役 職	氏 名
裾野市長泉町衛生施設組合事務局長	(兼)高山 俊幸
裾野市長泉町衛生施設組合所長	裾野市職員

令和6年度 長泉町区長連絡協議会役員

任期／ 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

役職名	区名	氏名
会長	竹原	皆川 真広
副会長	下長窪	芹澤 孝弘
会計	東	杉山 修一
理事	元長窪	小林 雅治
理事	新屋町中	藤森 誠司
理事	薄原下	杉山 弘年
理事	エンゼル西	濱野 雅信
監事	谷津	佐々木 啓之
監事	本宿	坂間 福司

※理事は5名以内

令和6年度 長泉町区長連絡協議会 選考委員

役職名	区名	氏名
委員長	新屋町下	大庭 正治
委員	南一色	渡邊 知明
委員	薄原上	下山 幹夫

区長各位

情報戦略室長

広報紙等の配布物について（依頼）

日頃から町行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。さて、町では、住民の皆様へ行政情報をお知らせするため、『広報ながいずみ』をはじめ、各種広報紙類を発行しております。広報紙などの配布にあたりましては、区長様をはじめ班長・役員の皆様方に大変お手数をおかけしておりますが、本年もこれまで同様、ご協力をお願いいたします。

なお、各区役員の方の配布作業等を軽減するため、今年度より広報の発行を毎月 1 日の定期発行日と改めました。今後も配布物の減量化や広報紙への折り込み配布に努めてまいりますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

記

1 配布日 1日の午前中（1日が日曜・祝日の場合は、その前日）

※広報ながいずみ以外の発行物も広報ながいずみ配布日の午前中に配布します。

※各区への配布予定日は、別紙 1「令和 6 年度各区への広報配布日」をご参照ください。

2 配布場所 各区指定の場所

3 配布部数 各区指定の部数（全戸配布部数、回覧部数）

※配布場所、配布部数に変更が生じた場合は下記担当または右記の二次元コードからご連絡ください。



4 その他

※上記定期発行物以外の配布物、回覧物等につきましても、広報紙の配布時期、または定例の区長会で配布のお願いをさせていただくことがありますのでご協力をお願いいたします。

情報戦略室

担 当：下山・遠藤

T E L: 055-918-2015

F A X: 055-986-5905

E-mail: dx@town.nagaizumi.lg.jp

令和6年度 各区への広報配布日

	1日号
4月	4月1日(月)
5月	5月1日(水)
6月	6月1日(土)
7月	7月1日(月)
8月	8月1日(木)
9月	8月31日(土)
10月	10月1日(火)
11月	11月1日(金)
12月	11月30日(土)
令和7年 1月	1月6日(月)
令和7年 2月	2月1日(土)
令和7年 3月	3月1日(土)
令和7年 4月	4月1日(火)

※令和6年度から広報は月1回の発行となります。

令和6年度「区へ配布をお願いしている主な定期刊行物等(回覧)」

発行物名	発行予定日	配布方法	編集・発行
広報ながいずみ	毎月1日(年12回) ※今年度より月1回の発行となります。	全戸配布	情報戦略室
ふれあいカレンダー	12月1日号	全戸配布	情報戦略室
家庭ごみ収集カレンダー	令和7年3月1日号	全戸配布	くらし環境課
サンライズ(裾野警察署管内防犯協会地域安全ニュース)	7月1日号、10月1日号、12月1日号、令和7年2月1日号、4月1日号	回覧	地域防災課
長泉わくわく祭り交通部会からのお知らせ	6月1日号	回覧	産業振興課
明るい納税	8月1日号、令和7年1月1日号、3月1日号	回覧	税務課
赤十字しずおか	5月1日号、9月1日号	回覧	福祉保険課
いぶしぎん	9月1日号、令和7年3月1日号	回覧	シルバー人材センター
シニアクラブ長泉だより	9月1日号・令和7年2月1日号	回覧	社会福祉協議会
消防団活動紹介ちらし	令和7年2月1日号	回覧	地域防災課
地域元気わくわく教室	未定	回覧 (実施希望があった区のみ)	健康増進課

自治会活動保険 保険料納入方法について

保険料の納入について、区長連絡協議会事務局(行政課窓口)に見積書、保険加入申込書、自治会活動保険加入費補助金交付申請書と一緒にご持参いただくことが難しい場合は、下記口座にお振り込みいただくことも可能です。

振込先／

金融機関	富士伊豆農協
支店名	長泉支店
口座種別	普通
口座番号	24559
口座名義	長泉町区長連絡協議会 (ナガイズミチヨウクチヨウレンラクキヨウギカイ)

納入期限／

5月13日(月)15:00 ※厳守

(1) 通信欄に区名をご記入ください。

例:〇〇区

※通信欄に記入できない場合は、電話連絡等で事務局までご報告願います。

(2) 振込手数料について、大変恐縮ですが、各区においてご負担ください。

(3) 納入期限までに必ず納入いただき、見積書と申込書、自治会活動保険加入費補助金申請書についても、別途、**納入期限日までに**区長連絡協議会事務局(行政課)に必ずご提出ください。(保険料を納入されても書類が未提出のままですと、保険加入更新手続きと保険加入費補助金の申請手続きをお受けできませんのでご了承ください。)

なお、見積書、申込書、自治会活動加入費補助金申請書の提出時に領収書を希望される場合は、振り込みが確認できるものをご持参ください。

※お願い

自治会活動保険は、加入を希望する区を取りまとめ、長泉町区長連絡協議会として保険料を一括納入し、更新手続きをしますので、納入期限は厳守でお願いします。

保険料納入に関する問合せ／

長泉町区長連絡協議会事務局(行政課内)(担当 栗田)

電話 055-989-5500、FAX055-986-5905、E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

長行政第 17 号
令和6年4月 19 日

区長各位

行政課長

長泉町自治会活動保険加入費補助金申請書の提出について(依頼)

町では、各区が安心して活発に自治会活動を行うことができ、地域振興及び住民の福祉増進を図ることを目的として、自治会活動保険に加入する区に対し、補助金を交付します。

自治会活動保険については、各区からの申込書を取りまとめ、長泉町区長連絡協議会として一括で加入しますが、町からの自治会活動保険加入費補助金については、保険加入する区に対し、それぞれ交付されることになるため、「長泉町自治会活動保険加入費補助金交付要綱」に基づき、「自治会活動保険加入費補助金申請書兼請求書」の提出が必要になります。

つきましては、自治会活動保険の更新(加入)手続きの際に、併せて別紙申請書兼請求書の提出をお願いします。

記

提出期限／5月13日(月)※厳守

提出場所／行政課

提出書類／自治会活動保険加入費補助金申請書兼請求書

提出方法／「自治会活動保険加入申込書」と併せて、別紙「自治会活動保険加入費補助金申請書兼請求書」に**区長印を押印の上**、提出

(あらかじめ記載している振込先口座を確認の上、**日付、金額は記入せずに**、提出してください。)

※やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、事前に下記担当までご連絡ください。

担当／行政課地域協働チーム 栗田
電 話:055-989-5500
FAX:055-986-5905
E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

○長泉町自治会活動保険加入費補助金交付要綱

令和3年3月22日告示第71号

長泉町自治会活動保険加入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コミュニティ活動の円滑な推進を図るため、自治会活動保険に加入する区に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則(昭和54年長泉町規則第10号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、基準プランを設定し、そのプランに加入した際の費用の2分の1以内に自治会活動保険加入世帯数を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 区は、長泉町自治会活動保険加入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、長泉町自治会活動保険加入費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により区に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定をしたときは、当該決定を受けた区に対し、補助金を交付する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

長泉町自治会活動保険加入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

長泉町長 池田 修 様

申請者職

区長

氏 名

印

令和 6 年度において長泉町自治会活動保険加入費補助金を交付されるよう
関係書類を添えて申請及び請求します。

1 交付申請額 円

捨印
(区長印)

2 振込先

金融機関名・支店名

口座名義人

口座種別

口座番号

3 添付書類

自治会活動保険加入申込書の写し

記入例

様式第1号(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

長泉町自治会活動保険加入費補助金交付申請書兼請求書

記入しない 年 月 日

長泉町長 池田 修 様

申請者職 ○○○区 区長

氏 名 ●●●●

区長
印

令和 6 年度において長泉町自治会活動保険加入費補助金を交付されるよう
関係書類を添えて申請及び請求します。

1 交付申請額 記入しない 円 ※記入しないでください

2 振込先 ※ご報告いただいた振込先を記載しています。

(南駿農協は合併後の新しい名称と支店名に読み替えて記載しています。)

金融機関名・支店名

口座名義人

口座種別

口座番号

捨印

(区長印)

3 添付書類

自治会活動保険加入申込書の写し※保険加入申込時に行政課でコピーします

長行政第 18 号
令和 6 年 4 月 19 日

区長各位

長泉町長 池田 修

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金の内示について(通知)

日頃、町行政の推進につきましてご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。
さて、町では地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業を実施する各区に対して補助金を交付しています。

下記一覧は各区から昨年度要望をいただき、補助対象となった事業になりますので、事業着手前に申請書等を提出し、町からの補助金交付決定通知日以降に事業着手してください。

また、事業計画の変更等がある場合や当初予定にない緊急事業を実施する場合は、事前に下記担当までご相談ください。

記

1 内示事業一覧【14 区 20 事業】

No.	区名	事業	詳細
1	元長窪	区放送施設整備事業	区内放送設備改修木柱更新工事
2	上長窪	区公民館施設整備事業	区公民館外部改修工事
3	南一色	区公民館施設整備事業	区公民館外部改修工事
4	中土狩	区公民館施設整備事業	区公民館屋根等部分修繕工事
5	中土狩	区放送施設整備事業	区内放送アンブレ対策用アレスター取付工事
6	中土狩	パソコン整備事業	区公民館パソコン更新(買替)
7	新屋町上	区公民館施設整備事業	区公民館天井修繕等工事
8	新屋町下	複写機購入事業	区公民館複写機更新(買替)
9	駅 中	区放送施設整備事業	区放送設備アンブレ更新工事
10	薄原上	複写機購入事業	区公民館複写機更新(買替)
11	薄原下	区放送施設整備事業	区内放送設備ケーブル修繕工事
12	東	区公民館施設整備事業	区公民館入口ドア等改修工事
13	東	区公民館施設整備事業	区公民館天井改修工事
14	東	区放送施設整備事業	区放送設備(スピーカー交換修理)工事
15	東	複写機購入事業	区公民館複写機更新(買替)
16	杉原	区公民館施設整備事業	区公民館照明器具 LED 化工事

No.	区名	事業	詳細
17	杉原	エアコン整備事業	区公民館エアコン更新工事(買替)
18	原分	区公民館施設整備事業	区公民館照明器具 LED 化工事
19	シャルマン 竹原	区公民館施設整備事業	区集会室 LED 照明器具取替工事
20	本宿	区公民館施設整備事業	区公民館屋上防水工事

担当:行政課地域協働チーム 栗田 電話:055-989-5500

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付申請手続きについて

時 期	項 目	内 容
前年 7月～9月	●次年度のコミュニティ補助要望書提出	7月に開催する第3回区長会で説明
4月	コミュニティ補助事業 内示	第1回区長会
4月～2月	【手順1】 ●コミュニティ施設整備等補助金 交付申請書提出 ※必ず事業着手前に提出してください。	【交付申請書 必要書類】 ・様式1号 補助金交付申請書 ・様式2号 事業計画書 ・見積書2者以上(同じ日付のもの) ・カタログ(写) ・その他、必要書類(位置図 等) ※契約書を締結している事業は、契約書の写しを提出してください。
	【手順2】 ●補助金交付決定通知書(町⇒区) ※申請書提出日から、概ね1週間程度で 交付決定通知書を交付します。	
	【手順3】 ●事業着手	
	【手順4】 ●事業完了 ↓ ●実績報告書提出	【実績報告書 必要書類】 ・様式4号 実績報告書 ・領収書(写) ・写真(事業内容が確認できるもの) ・様式5号 請求書
	【手順5】 ●補助金交付確定通知書(町⇒区)	
	【手順6】 ●請求書を提出 ※請求書の提出は、実績報告書と同時に 提出することもできます。	補助金は、請求書の提出から、概ね 1カ月以内に区指定の口座へ振り込みま す。
	【注意事項】 事業内容に変更がある場合は、事業計画変更承認申請書(様式3)の提出が 必要になります。(※変更しようとする場合は、必ず事前にご相談ください。) 添付書類:変更後の金額がわかるもの(見積書等)、変更箇所の図面等。	

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

※区公民館の建て替え(新築・増築含む)、耐震補強工事を検討している区は、随時ご相談ください。

○長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱

(昭和 59 年 3 月 29 日告示第 8 号)

改正 昭和 60 年 10 月 1 日告示第 42 号 昭和 61 年 9 月 11 日告示第 46 号
平成 2 年 3 月 30 日告示第 12 号 平成 2 年 9 月 29 日告示第 38 号
平成 6 年 9 月 26 日告示第 72 号 平成 13 年 12 月 11 日告示第 75 号
平成 20 年 2 月 28 日告示第 25 号 平成 22 年 1 月 28 日告示第 3 号
平成 26 年 8 月 29 日告示第 53 号 令和元年 9 月 26 日告示第 31 号
令和元年 11 月 12 日告示第 47-2 号

第 1 趣旨

町長は、地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業等を実施する各区に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則(昭和 54 年長泉町規則第 10 号)及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 補助の対象、補助率等

別表第 1 のとおりとする。

第 3 交付の申請

提出書類 各 1 部

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付申請書(様式第 1 号)

事業計画書(様式第 2 号)

第 4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一つに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する事業費の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

イ 補助事業の事業量の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

(2) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、町長の承認を受けずに補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(3) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(4) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。

第 5 変更承認申請書

提出書類 1 部

事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 3 号)

第 6 実績報告

(1) 提出書類 各 1 部

実績報告書(様式第 4 号)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日以内

第 7 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書(様式第 5 号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書受領後 10 日以内

別表第 1 (第 2 関係)

補助の対象		補助率等
事業の区分	経費の区分	
1 区公民館 施設整備事業	(1) 新築(建替えを含む)・増築	事業費(別表 2 に定めるものを除く)の 2 分の 1 以内。ただし、3,000 万円を限度とする。
	(2) 改修	事業費 20 万円以上のものに対し事業費の 2 分の 1 以内。ただし、300 万円(3 年間通算)を限度とする。
		消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に適合する消防設備に改善するものに対し事業費の 2 分の 1 以内
		事業費 20 万円を超えるユニバーサルデザインへの対応のために改修するものに対し事業費の 4 分の 3 以内。ただし、300 万円を限度とする。
(3) 敷地	耐震診断に基づき補強するもの(既存建築物に限る。)に対し事業費の 4 分の 3 以内。ただし、1,000 万円を限度とする。	
	別表第 3 に定める基準面積に標準単価を乗じた額の 2 分の 1 以内	
2 区放送施設整備事業	(1) 新築・改修	事業費 5 万円以上のものに対し、事業費の 2 分の 1 以内。ただし、放送柱の移設を伴う改修は除く。
	(2) 放送柱の移設を伴う改修	事業費の 10 分の 10 以内。ただし、50 万円を限度とする。
3 複写機購入事業	新設・買替	事業費の 2 分の 1 以内。ただし、1 台につき 20 万円を限度とする。なお、区公民館 1 箇所につき 1 台を補助の対象とし、買替は 5 年以上のものとする。
4 公共用電話架設事業	新設	事業費の 2 分の 1 以内。ただし、5 万円を限度とする。
5 テレビ整備事業	新設・買替	事業費の 2 分の 1 以内。ただし、1 台につき 10 万円を限度とする。なお、区公民館 1 箇所につき 1 台を補助の対象とし、買替は 5 年以上のものとする。

6 映像再生装置整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
7 エアコン整備事業	新設・買替・修繕	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は5年以上のものとする。
8 パソコン等整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。なお、各区につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
9 屋外掲示板整備事業	新設・買替	事業費10万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は10年以上のものとする。

備考

- 1 補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとする。
- 2 既存建築物とは、昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日において工事中であった建築物をいう。
- 3 耐震補強するための耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）とし、木造以外の既存建築物にあつては、静岡県耐震診断指標値（以下、E tという。）を用いた耐震性能の評価であること。
- 4 木造の既存建築物にあつては、耐震診断によって耐震評点が1.0未満と診断され、耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる当該耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 5 木造以外の既存建築物にあつては、耐震補強工事を行った後の耐震評点が、各階の構造耐震指標/E t \geq 1.0となる耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 6 耐震補強工事に基づく補助金の交付を受けようとする者は、第3に定めるもののほか、建築時期を明らかにする書類、耐震診断結果報告書、耐震補強計画書を町長に提出するものとする。
- 7 耐震補強工事に基づく補助金の交付決定を受けた者は、第6に定めるもののほか、施行箇所ごとの着工前、着工中及び完了時の写真、静岡県耐震診断補強相談士を証するものを町長に提出するものとする。

別表第 2（別表第 1 関係）

補助対象外経費
(1) 用地造成費
(2) 解体撤去費
(3) 外構工事費
(4) 設計費及び測量試験費
(5) 事務費

別表第 3（別表第 1 関係）

世帯数	基準面積
100 未満世帯	200 平方メートル
100～ 199 世帯	300 平方メートル
200～ 299 世帯	360 平方メートル
300～ 399 世帯	400 平方メートル
400～ 499 世帯	460 平方メートル
500～ 599 世帯	500 平方メートル
600～ 699 世帯	560 平方メートル
700～ 799 世帯	600 平方メートル
800 以上	660 平方メートル

備考

- 1 世帯数は、交付申請書提出日の属する月の初日において、長泉町の住民基本台帳に記録されている数とする。
- 2 1 平方メートル当たりの標準単価は、当該土地の固定資産評価額を基準として町長が定める。ただし、当該土地が宅地以外の土地である場合は、近傍類似の宅地の評価額を基準とする。
- 3 敷地拡張の場合は、在来分と合わせた面積が基準面積を上回る場合、当該上回る面積は補助対象としない。
- 4 取得面積が別表第 3 に定める基準面積を下回る場合は、当該取得面積を基準面積とする。

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱(取扱い基準)R5.4.1~

補助の対象		取 決 め 等
事業の区分	経費の区分	
1.区公民館施設整備事業	(1)新築・増築	新築、増築、既存施設の改築
	(2)改 修	① 内外装等の改修 【補助対象】 内部改修工事、外壁塗装、防錆塗装、防水工事、ビニルクロス張替、給排水工事、白蟻予防 等 【補助対象外】 外構工事、電球・蛍光灯等の消耗品類の交換、公民館の改修のうち、管理人のみ(管理人室等)が使用する場所の改修工事 等
		② 消防設備の改善 【補助対象】 非常灯改修、防災(難燃性)カーテン設置
		③ ユニバーサルデザインへの対応 【補助対象】 手摺設置、スロープ設置、開き戸から引き戸への改修、和式便器から洋式便器への改修、車椅子対応トイレへの改修、室内の段差解消
(3)敷 地	区公民館用地の購入	
2.区放送施設整備事業	(1)新築・改修	区放送設備の新設、改修 【補助対象】 放送柱、スピーカー、配線、アンプの設置・改修 等 【補助対象外】 メガホン、簡易(携帯用)放送設備
	(2)放送柱の移設を伴う改修	地主などの第3者から急遽放送柱の移設を要請された場合など、あらかじめ放送柱の移設を想定することが困難な場合に限り、事業費の10分の10以内で50万円を限度として補助 【必要書類】 地主からの要請書や土地登記簿謄本等、その事実を客観的に証明できる書類 【(1)新築・改修の補助対象となる事業】 計画的に放送柱を移設する場合は、「(1)新築・改修」の対象事業とし、事業費5万円以上のものに2分の1以内の補助

3.複写機購入事業	(1)新設・買替	複写機(コピー機)の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 複写機(コピー機)本体の購入 【補助対象外】 複写機(コピー機)のリース契約
4.公共用電話架設事業	(1)新 設	固定電話設置
5.テレビ整備事業	(1)新設・買替	テレビの購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 テレビ本体の購入のみ 【補助対象外】 テレビラック、アンテナ工事、配線工事
6.映像再生装置整備事業	(1)新設・買替	映像再生装置(ビデオ、DVD、ブルーレイ、プロジェクター)の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 映像再生装置(DVDプレーヤー等)の購入のみ
7.エアコン整備事業	(1) 新設・買替・修繕	【補助対象】 公民館に設置するエアコン
8.パソコン等整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 パソコン、ディスプレイの購入 ※パソコン購入時のみプリンター購入も補助対象 【補助対象外】 パソコンラック、パソコン用ソフト、ケーブル類
9.屋外掲示板整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 屋外に設置する掲示板の整備

※3,5,6,7,8 の買替は5年以上のものとし、9 の買替は 10 年以上のものとする。

令和6年度長泉町区長連絡協議会事業計画

長泉町区長連絡協議会の令和6年度事業について、下記のとおり計画します。

記

1 事業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 区長会及び役員会の開催予定日時

開催日	会議名	内容
令和6年4月19日(金)19:00～ 防災センター1階多目的室	第1回区長会	役員を選出 行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和6年4月19日(金)区長会終了後 防災センター2階第1会議室	第1回役員会	各種委員会委員等を選出 永年勤続表彰者の選考等
令和6年5月10日(金)19:00～ 防災センター2階第1会議室	第2回役員会	第2回区長会議題検討
令和6年5月17日(金)19:00～ 防災センター1階多目的室	第2回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和6年7月12日(金)19:00～ 防災センター2階第1会議室	第3回役員会	第3回区長会議題検討
令和6年7月19日(金)19:00～ 防災センター1階多目的室	第3回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和6年10月18日(金)19:00～ 防災センター1階多目的室	第4回役員会	第4回区長会議題検討
令和6年10月25日(金)19:00～ 防災センター1階多目的室	第4回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和7年1月10日(金)19:00～ 防災センター2階第1会議室	第5回役員会	第5回区長会議題検討
令和7年1月17日(金)19:00～ 防災センター1階多目的室	第5回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡

※原則として、役員会は日程どおり開催します。区長会は原則第1回目だけの開催とし、第2回目以降は、役員会で協議し、必要に応じて開催します。開催する場合は、別途通知します。(ただし、第4回役員会及び区長会は、議題の内容により開催を見送る場合があります。)

3 静岡県自治会連合会会議等開催予定時期

開催日	会議名	出席者	備考
令和6年6月26日(水)	静岡県自治会連合会 第1回理事会・研修会	会長	県自連 【会場:静岡市】
令和6年7月～8月頃 (未定)	静岡県自治会連合会 東部支部総会・研修会	会長、副会長、 会計	県自連東部支部 【会場:富士市】
令和6年11月13日(水)	中部自治会連絡協議会 総会	会長、副会長	中部自連 【会場:福井県福井市】
令和6年11月13日(水)	全国自治会連合会 大会	会長、副会長、 会計	全自連 【会場:福井県福井市】
令和7年1月～2月頃 (未定)	静岡県自治会連合会 東部支部代表者会議	会長、副会長、 会計	県自連東部支部 【会場:富士市】
令和7年2月28日(金)	静岡県自治会連合会 第2回理事会・研修会	会長	県自連 【会場:静岡市】

令和6年度長泉町区長連絡協議会予算

長泉町区長連絡協議会の令和6年度予算について、下記のとおり定める。

長泉町区長連絡協議会会長

収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
前年度繰越金	0	0	0	前年度からの繰越
補助金	600,000	600,000	0	町より事業補助
雑収入	150,000	150,000	0	保険加入手数料、預金利息等
合 計	750,000	750,000	0	

支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
会議費	530,000	530,000	0	役員会、区長会、県自治会連合会等
負担金	37,000	37,000	0	県自治会連合会負担金
旅 費	20,000	20,000	0	県自治会連合会等出張
事務費	100,000	100,000	0	感謝状、賞状筒等
諸経費	20,000	20,000	0	振込手数料、慶弔費等
予備費	43,000	43,000	0	
合 計	750,000	750,000	0	

※科目間の流用を認める。

令和6年度区長会選出委員名簿（案）

〔社会福祉協議会〕

- 1 社会福祉協議会理事 1名 (R6.6～R7.6) (会議数等：3回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
理事				

- 2 社会福祉協議会評議員 1名 (R6.6～R7.6) (会議数等：3回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
評議員				

〔行政課〕

- 3 明るい選挙推進協議会 1名 (R6.4.1～R7.3.31) (会議数等：2回、街頭啓発あり)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔企画財政課〕

- 4 地域公共交通協議会 1名 (R6.4.1～R8.3.31) (会議数等：5回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔地域防災課〕

- 5 防災会議 1名 (R6.4.1～R8.3.31) (会議数等：1回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
会長				区長会長

- 6 交通安全対策委員会 1名 (R6.4.1～R7.3.31) (会議数等：2回、街頭啓発4回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔福祉保険課〕

- 7 日本赤十字社長泉町分区協賛委員会 1名 (R6.4.1～R7.3.31) (会議数等：2回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
会長				

- 8 福祉会館運営委員会及び在宅福祉総合センター運営委員会 1名
(R6.4.1~R8.3.31) (会議数等：1回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

- 9 民生委員推薦会 1名 (R6.4.1~R7.3.31) (会議数等：2回程度)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔健康増進課〕

- 10 健康づくり推進協議会 1名 (R6.4.1~R8.3.31) (会議数等：2回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔長寿介護課〕

- 11 「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域密着型サービス運営委員会」 1名
(R6.4.1~R9.3.31) (会議数等：2回程度)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔くらし環境課〕

- 12 環境美化運動推進協議会 1名 (R6.4.1~R7.3.31) (会議数等：3回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
会長				区長会長

- 13 環境審議会 1名 (R6.4.1~R8.3.31) (会議数等：1回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔産業振興課〕

- 14 長泉わくわく祭り実行委員会 1名 (R6.4.1~R7.3.31) (会議数等：4回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員長				区長会長

〔こども未来課〕

15 要保護児童対策地域協議会 1名 (一) (会議数等：1～2回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔生涯学習課〕

16 青少年問題協議会 1名 (R6.4.1～R7.3.31) (会議数等：3回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

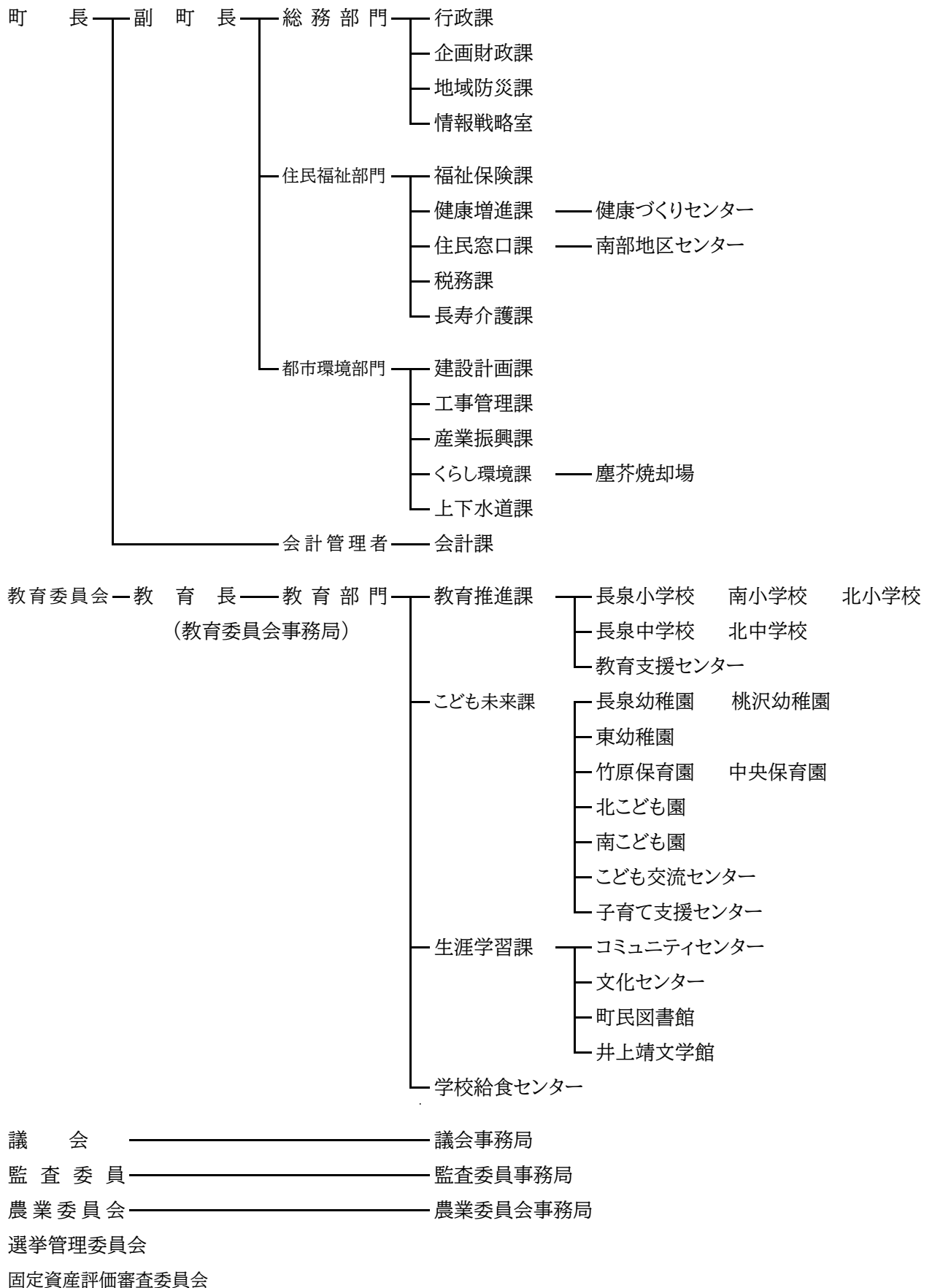
令和6年度区長連絡協議会選出委員の活動概要

担当部署	役員名	選出人数	任期	期間	会議の回数、時期	職務	備考
社会福祉協議会	社会福祉協議会（理事）	1名	2年	R6.6～R7.6 (定時評議員会迄)	3回（6/7、11/23、3/14）	法人運営の執行機関としての審議	
	社会福祉協議会（評議員）	1名	4年	R6.6～R7.6 (定時評議員会迄)	3回（6/26、12/4、3/26）	法人運営の議決機関としての審議	
行政課	明るい選挙推進協議会（委員）	1名	1年	R6.4.1～R7.3.31	会議等2回（5、9月）、街頭啓発：各選挙毎に1回	明るい選挙活動を効果的に展開するための意見・提言等、明るい選挙啓発ポスター作品審査、選挙時における街頭啓発	
企画財政課	地域公共交通協議会（委員）	1名	2年	R6.4.1～R7.3.31	4回（5、10、12、2月）	地域の実情に応じた乗合運送サービスに関する意見、提言等	
地域防災課	防災会議（委員）	1名	2年	R6.4.1～R8.3.31	1回（2月）	防災計画の作成及びその実施を推進、水防計画の調査審議	区長会長
	交通安全対策委員会（委員）	1名	1年	R6.4.1～R7.3.31	会議2回（6、2月頃）、街頭啓発4回（4、7、9、12月）	交通事情の実態把握及び交通安全施設に関すること、道路環境の整備及び交通道徳の高揚に関することの審議等。また、年4回の街頭啓発に参加する。	
福祉保険課	日本赤十字社長泉町分区協賛委員会（会長）	1名	1年	R6.4.1～R7.3.31	2回（4、11月）	地域住民に対する社旨の普及、赤十字社員の増強を目的として、年2回県支部で開催される会議に会長として出席する。	
	福祉会館運営委員会（委員）及び在宅福祉総合センター運営委員会（委員）	1名	2年	R6.4.1～R8.3.31	1回（1月）	福祉会館及び在宅福祉総合センターの管理・運営についての検討	
	民生委員推薦会（委員）	1名	1年	R6.4.1～R7.3.31	2回程度（随時）	民生委員・児童委員の推薦に係る審議	
健康増進課	健康づくり推進協議会（委員）	1名	2年	R6.4.1～R8.3.31	2回（7、2月）	健康づくり事業、保健衛生活動及び健康増進計画に関すること。その他、健康づくり施策の推進に関することの調査、審議を行う。	
長寿介護課	地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会（委員）	1名	3年	R6.4.1～R9.3.31	2回（5月、2月）	地域包括支援センター及び地域密着型サービスの適切な運営の検討	
くらし環境課	環境美化運動推進協議会（会長）	1名	1年	R6.4.1～R7.3.31	3回（5、10、3月）	環境美化運動推進協議会長 会議の議長 環境美化運営の責任者	区長会長
	環境審議会（委員）	1名	2年	R6.4.1～R8.3.31	1回（2月）	環境基本計画に関する調査・審議	
産業振興課	長泉わくわく祭り実行委員会（委員長）	1名	1年	R6.4.1～R7.3.31	4回（4、6、7、8月）	長泉わくわく祭り実行委員長 会議の議長、祭りの企画・運営責任者	区長会長
こども未来課	要保護児童対策地域協議会（委員）	1名	なし	—	1～2回（11月頃）	要保護児童等の早期発見、支援及び特定妊婦への適切な支援並びに虐待により保護する必要が生じるおそれのある児童への適切な対応を協議	
生涯学習課	青少年問題協議会（委員）	1名	2年	R6.4.1～R7.3.31	3回（6、11、2月）	青少年の指導・育成・保護に関する施策の審議及び関係機関の連絡調整	

※会議の回数、時期については変更になる場合があります。

行政組織図

(令和6年4月1日現在)



自治会と関連のある業務の問い合わせ先

※業務の詳細は、区長引継ぎ資料(令和6年1月19日長泉町区長連絡協議会)を参照してください。

担当課(電話番号)	業務内容
行政課(989-5500) ※区長連絡協議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 区長会の開催 ② 自治会活動に伴う保険 ③ 消防後援会費 ④ 区役員等に対する報償 ⑤ 区の新設・区境の変更 ⑥ コミュニティ施設整備事業等補助金 ⑦ 自治会活動保険補助金 ⑧ 一般コミュニティ助成事業【(一財)自治総合センター】
地域防災課(989-5505)	<ul style="list-style-type: none"> ① 防犯灯の管理 ② 交通安全施設の維持管理 ③ 防災資機材等整備事業補助金 ④ 自主防災対策事業補助金 ⑤ 地域防災組織育成助成事業【(一財)自治総合センター】 ⑥ 通学路防犯カメラ設置事業補助金
情報戦略室(918-2015)	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報紙の配布等 ② 自治会行事の情報提供
福祉保険課(989-5512)	<ul style="list-style-type: none"> ① 日本赤十字社費会費 ② 避難行動要支援者避難支援
長寿介護課(989-5537)	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者生きがい対策事業費補助金
建設計画課(989-5520)	<ul style="list-style-type: none"> ① 既存建築物耐震性向上事業費補助金
工事管理課(989-5518)	<ul style="list-style-type: none"> ① 区申請工事
産業振興課(989-5516)	<ul style="list-style-type: none"> ① わくわく祭りの開催
くらし環境課(989-5514)	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみステーションの新規設置・移設等
生涯学習課(986-2289)	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域づくり活動事業費補助金 ② 青少年健全育成事業【(一財)自治総合センター】
社会福祉協議会 (988-3920)	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉協議会会費 ② 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金

事務連絡
令和6年4月19日

区長各位

産業振興課長

第28回長泉わくわく祭りの開催について

春陽の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、長泉町の夏を彩る「長泉わくわく祭り」は、今年で28回目を迎え、8月3日の開催に向けて準備を進めているところです。

今回も「産（企業）・民（住民）・官（行政）」という町を構成する方々の協働の機会と捉え、三者一体となって祭りを盛り上げようという趣旨で、別紙のとおり開催に向けて、実行委員会を組織し、実施内容について皆様と共に企画・運営を行ってまいります。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

担当／産業振興課にぎわい企画チーム
（担当：渡邊・長倉）

電話番号／055-989-5516

F A X／055-989-5564

E-mail / sangyo@town.nagaizumi.lg.jp

第28回 長泉わくわく祭り開催概要（案）



- 1 名称 第28回 長泉わくわく祭り
- 2 主催 長泉町・長泉わくわく祭り実行委員会
- 3 後援 静岡新聞社・SBS静岡放送、ボイス・キュー、コーストFM
- 4 協賛 町内企業
- 5 開催日 令和6年8月3日（土） 10時から20時30分
- 6 会場 大いちょう通り・コミュニティながいずみ ほか
- 7 交通規制

- 大いちょう通り（JAふじ伊豆下土狩支店前～下土狩駅東交差点） 10時～21時
- 大いちょう通り（下土狩駅東交差点～八幡神社前交差点） 17時～21時
- 長泉中央通り（ナオデンタルクリニック前～長泉中学前交差点） 17時～21時

8 内容（予定）

○踊りパレード

- ▶ キッズ踊りステージ
 - ・幼稚園や保育園の園児による踊り
- ▶ 踊りパレード
 - ・踊りパレードコンテスト
 - ・写真コンテスト

○イベント

- ▶ ストリートパフォーマンス
- ▶ 太鼓演奏、しゃぎり演奏
- ▶ 飲食店の出店

○くじ付きうちわ

- ▶ 販売期間 6月17日（月）～お祭り当日
- ▶ 販売場所 産業振興課、商工会、ウェルピア、ベルフォーレ等
- ▶ 販売本数 7,000本（1本100円で販売）

※今回より、区を通じた販売は行いません。

